



入院時食事療養費について

入院時食事療養(I)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っています。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(夕食については午後6時以降)適温で提供しています。また、定められた日に、患者さんに対して提示する複数のメニューから、お好みの食事を提供できる「選択メニュー」を実施しています(選択メニューに特別な料金は頂いていません)。

《入院食事負担金》 1食につき 550円

- 住民税非課税世帯の方は手続きにより
入院90日まで 1食につき 270円
それ以降は 1食につき220円
- 住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方は
1食につき130円

